

## 定期監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、下記のとおり監査の結果を公表します。

令和6年2月29日

香美市監査委員	岩 崎 昭 雄
香美市監査委員	横 谷 勝 正
香美市監査委員	比 与 森 光 俊

### 記

#### 1 監査に準拠している旨

監査委員は、香美市監査基準（令和2年香美市監査委員告示第1号）に準拠して監査を行った。

#### 2 監査の種類

定期監査（地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第4項の規定による監査)

#### 3 監査の対象

商工観光課、農林課、農業委員会、議会事務局、消防本部  
（令和4年度及び令和5年度）

#### 4 監査の実施場所・日程

監査委員事務局、消防本部

令和6年2月13日（火）、14日（水）、16日（金）、19日（月）

#### 5 監査の着眼点（評価項目）

財務に関する事務の執行が法令に適合し正確かつ効率的に執行されているか、経済性、有効性の観点にも留意して実施した。

また、事務処理の手続きが、法律及び政省令のほか、訓練、通達等（条例、規則等含む）にしたがって適正に行われているかに留意した。

#### 6 監査の実施内容

契約書等関係書類の提出を求め、関係法令及び予算に基づいて適正かつ効率的に行われているかどうかについて関係書類を照合検査するとともに、職員からの説明を受けた。

#### 7 監査の結果

一部で改善又は注意を要する事項が見受けられたが、概ね良好に処理されているものと認める。

#### 指摘事項

- (1) 補助金の検査において、担当者が検査職員を兼務しているケースがあった。  
検査については、契約規則に準じ、適正な検査を行ってください。（農林課）
- (2) 契約手続きにおいて、市長への施行何がなく、随意契約とした理由が明確でないものがあった。  
契約を行う場合は、施行何を作成するなど契約規則及び管財課の示す手順に従い適正に処理してください。（商工観光課、消防本部）

#### 8 監査の意見

- (1) 補助金や契約の回議書において、記載誤りが見受けられた。  
単純な記載誤りなどは回議中に発見できたものであり、課内で内容を十分に確認するなど注意してください。（農林課）
- (2) 委託事業において、管理技術者届により提出が求められている健康保険証の写しがないものがあった。  
提出を求めた書類は、徴取し備えるようにしてください。（農林課）
- (3) 印刷物の発注において、課内の校正で誤字を見落としたことにより、納品された印刷物の訂正が必要となったため、契約変更により増額を行っているが、市が費用を負担するに至った経緯のわかる文書がなかった。  
このような場合には、経過報告書又は顛末書を作成するなど適切に処理してください。（商工観光課）